

島根原子力発電所第2号機 審査資料	
資料番号	NS2-添1-017-01-04改03
提出年月日	2023年5月31日

## 島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料

その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備のうち

非常用発電装置

(高圧発電機車)

(添付書類)

2023年5月

中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

## VI-1 説明書

### VI-1-1 各発電用原子炉施設に共通の説明書

#### VI-1-1-5 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書

##### VI-1-1-5-8 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（その他発電用原子炉の附属施設）

###### VI-1-1-5-8-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（その他発電用原子炉の附属施設 （非常用電源設備））

## VI-6 図面

### 9. その他発電用原子炉の附属施設

#### 9.1 非常用電源設備

##### 9.1.1 非常用発電装置

###### 9.1.1.4 高圧発電機車

- ・第9-1-1-4-1-1図 非常用発電装置に係る機器の配置を明示した図面（高圧発電機車）
- ・第9-1-1-4-2-1図 非常用発電装置系統図（高圧発電機車）（燃料系統図）（重大事故等対処設備）
- ・第9-1-1-4-3-1図 高圧発電機車構造図（その1）
- ・第9-1-1-4-3-2図 高圧発電機車構造図（その2）
- ・第9-1-1-4-3-3図 高圧発電機車用ディーゼル機関構造図（その1）
- ・第9-1-1-4-3-4図 高圧発電機車用ディーゼル機関構造図（その2）
- ・第9-1-1-4-3-5図 高圧発電機車用機関付燃料タンク構造図（その1）
- ・第9-1-1-4-3-6図 高圧発電機車用機関付燃料タンク構造図（その2）
- ・第9-1-1-4-3-7図 タンクローリ構造図（その1）
- ・第9-1-1-4-3-8図 タンクローリ構造図（その2）
- ・第9-1-1-4-3-9図 高圧発電機車用発電機構造図（その1）
- ・第9-1-1-4-3-10図 高圧発電機車用発電機構造図（その2）
- ・第9-1-1-4-3-11図 高圧発電機車用保護継電装置構造図（その1）
- ・第9-1-1-4-3-12図 高圧発電機車用保護継電装置構造図（その2）

### 2.1.4 高圧発電機車

名 称	高圧発電機車用ディーゼル機関	
機 関 個 数	—	1
過 給 機 個 数 *	—	2 1

#### 【設 定 根 抠】

##### (概 要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備の非常用発電装置（高圧発電機車）として使用する高圧発電機車用ディーゼル機関は、以下の機能を有する。

高圧発電機車用ディーゼル機関は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保する発電機を駆動するために設置する。

高圧発電機車用ディーゼル機関は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、メタルクラッド開閉装置 2C、メタルクラッド開閉装置 2D、又は SA ロードセンタ、SA1 コントロールセンタ及び SA2 コントロールセンタへ接続することで必要な設備に電力を供給する発電機を駆動できる設計とする。

#### 1. 個数の設定根拠

##### 1.1 機関個数

高圧発電機車用ディーゼル機関は、高圧発電機車付のディーゼル機関であるため、重大事故等対処設備として発電機を駆動するために必要な個数である発電機 1 個当たり 1 個設置する。

##### 1.2 過給機個数

高圧発電機車用ディーゼル機関の過給機は、高圧発電機車のディーゼル機関付の過給機であるため、重大事故等対処設備として高圧発電機車用発電機を駆動する高圧発電機車用ディーゼル機関に必要な個数である高圧発電機車用ディーゼル機関 1 個当たり 2 個又は 1 個 \* 設置する。

注記\*：高圧発電機車は 2 種類を配備しており、機種により高圧発電機車用ディーゼル機関 1 個あたりの過給機必要個数が異なる。

機関出力 440kW の高圧発電機車用ディーゼル機関に対しては過給機 2 個

機関出力 485kW の高圧発電機車用ディーゼル機関に対しては過給機 1 個

名 称	高圧発電機車用機関付冷却水ポンプ		
容 量*	$\text{m}^3/\text{h}$ /個	<input type="checkbox"/> 以上 ( <input type="checkbox"/> )	<input type="checkbox"/> 以上 ( <input type="checkbox"/> )
個 数	—	1	

**【設 定 根 抠】**

(概 要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備の非常用発電装置（高圧発電機車）として使用する高圧発電機車用機関付冷却水ポンプは、以下の機能を有する。

高圧発電機車用機関付冷却水ポンプは、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するディーゼル機関を冷却するために設置する。

高圧発電機車用機関付冷却水ポンプは、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、メタルクラッド開閉装置 2C、メタルクラッド開閉装置 2D、又は SA ロードセンタ、SA1 コントロールセンタ及び SA2 コントロールセンタへ接続することで必要な設備に電力を供給するディーゼル機関を冷却できる設計とする。

- 容量の設定根拠
 

高圧発電機車用機関付冷却水ポンプを重大事故等時に使用する場合の容量は、高圧発電機車用ディーゼル機関のメーカによる開発段階で、 $\text{m}^3/\text{h}$  又は  $\text{m}^3/\text{h}$  の冷却水容量であれば、高圧発電機車用ディーゼル機関高温部の冷却に関して、性能上問題ないことを確認している。

以上より、高圧発電機車用機関付冷却水ポンプの容量は  $\text{m}^3/\text{h}$  又は  $\text{m}^3/\text{h}$  以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ  $\text{m}^3/\text{h}$  又は  $\text{m}^3/\text{h}$  とする。
- 個数の設定根拠
 

高圧発電機車用機関付冷却水ポンプは、高圧発電機車のディーゼル機関付の冷却水ポンプであるため、重大事故等対処設備として高圧発電機車用ディーゼル機関を冷却するために必要な個数である高圧発電機車用ディーゼル機関 1 個当たり 1 個設置する。

注記\*：高圧発電機車は 2 種類を配備しており、機種により高圧発電機車用機関付冷却水ポンプの容量が異なる。

機関出力 440kW の高圧発電機車の高圧発電機車用機関付冷却水ポンプ容量は左側機  
関出力 485kW の高圧発電機車の高圧発電機車用機関付冷却水ポンプ容量は右側

名 称			高圧発電機車付燃料タンク	
容 量*	ℓ/個	230 以上 (250)	220 以上 (250)	
最 高 使 用 壓 力	MPa	静水頭		
最 高 使 用 温 度	℃	40		
個 数	—	1		
<b>【設 定 根 抠】</b>				
(概 要)				
重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備の非常用発電装置（高圧発電機車）として使用する高圧発電機車付燃料タンクは、以下の機能を有する。				
高压発電機車付燃料タンクは、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保する高压発電機車の燃料を貯蔵するために設置する。				
高压発電機車付燃料タンクは、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、メタルクラッド開閉装置 2C、メタルクラッド開閉装置 2D、又は SA ロードセンタ、SA1 コントロールセンタ及び SA2 コントロールセンタへ接続することで必要な設備に電力を供給する高压発電機車用ディーゼル機関の燃料を貯蔵できる設計とする。				
1. 容量の設定根拠				
重大事故等対処設備として使用する高压発電機車付燃料タンクの容量は、高压発電機車運転時の燃料消費量を基に設定する。				
タンクローリーからの燃料補給間隔が 2 時間以内であることから、この間の高压発電機車の燃料消費量は以下のとおり 230ℓ、220ℓである。				
$V_1 = c \cdot H = 115 \times 2 = 230\ell$				
$V_2 = c \cdot H = 110 \times 2 = 220\ell$				
ここで、				
V1 : 燃料消費量(ℓ)				
V2 : 燃料消費量(ℓ)				
H : 運転時間 (h) = 2				
c : 燃料消費率(ℓ/h) = 115, 110				
以上より、高压発電機車付燃料タンクの容量は、燃料補給までの燃料消費量である 230ℓ、220ℓ以上とする。				
公称値については、要求される容量 230ℓ、220ℓを上回る 250ℓ/個とする。				

## 【設 定 根 拠】（続き）

### 2. 最高使用圧力の設定根拠

高压発電機車付燃料タンクを重大事故等時に使用する場合の圧力は、高压発電機車付燃料タンクが開放型タンクであることから、静水頭とする。

### 3. 最高使用温度の設定根拠

高压発電機車付燃料タンクを重大事故等時に使用する場合の温度は、屋外で使用する可搬型設備であることから、外気の温度\*を上回る 40°Cとする。

注記\*：外気の温度は、松江市の過去最高気温（38.5°C）に余裕を持った値とする。

### 4. 個数の設定根拠

高压発電機車付燃料タンクは、高压発電機車付の燃料タンクであるため、重大事故等対処設備として高压発電機車用ディーゼル機関の燃料を貯蔵するために必要な個数である高压発電機車 1 個当たり 1 個設置する。

注記\*：高压発電機車は 2 種類を配備しており、機種により高压発電機車付燃料タンクの容量が異なる。

機関出力 440kW の高压発電機車の高压発電機車付燃料タンクの容量は左側

機関出力 485kW の高压発電機車の高压発電機車付燃料タンクの容量は右側

名 称	タンクローリ	
容 量	ℓ/個	3000 以上 (3000)
最 高 使 用 圧 力	kPa	24
最 高 使 用 温 度	℃	40
個 数	—	1 (予備 1)
<b>【設 定 根 抠】</b>		
(概 要)		
重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備の非常用発電装置（高圧発電機車）として使用するタンクローリは、以下の機能を有する。		
<p>タンクローリは、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保する非常用発電装置用の燃料を供給するために設置する。</p>		
<p>タンクローリは、A-ディーゼル燃料貯蔵タンク、B-ディーゼル燃料貯蔵タンク、ディーゼル燃料貯蔵タンク又はガスタービン発電機用軽油タンクから高圧発電機車付燃料タンクへ燃料を供給できる設計とする。</p>		
重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備の非常用発電装置（可搬式窒素供給装置用発電設備）として使用するタンクローリは、以下の機能を有する。		
<p>タンクローリは、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため並びに炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損、水素爆発による原子炉格納容器の破損及び水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するために必要な電力を確保する非常用発電装置用の燃料を供給するために設置する。</p>		
<p>タンクローリは、A-ディーゼル燃料貯蔵タンク、B-ディーゼル燃料貯蔵タンク、ディーゼル燃料貯蔵タンク又はガスタービン発電機用軽油タンクから可搬式窒素供給装置用発電設備付燃料タンクへ燃料を供給できる設計とする。</p>		
重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち補機駆動用燃料設備として使用するタンクローリは、以下の機能を有する。		
<p>タンクローリは、重大事故等時が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために必要な設備の補機駆動用燃料を供給するために設置する。</p>		
<p>タンクローリは、A-ディーゼル燃料貯蔵タンク、B-ディーゼル燃料貯蔵タンク、ディーゼ</p>		

**【設 定 根 拠】（続き）**

ル燃料貯蔵タンク又はガスタービン発電機用軽油タンクから大量送水車付燃料タンク、大型送水ポンプ車付燃料タンク（原子炉補機代替冷却系用）及び大型送水ポンプ車付燃料タンク（原子炉建物放水設備用）へ燃料を供給できる設計とする。

**1. 容量の設定根拠**

タンクローリを重大事故等時において使用する場合の容量は、各機器へ燃料を供給するために必要な容量を基に設定する。

タンクローリは、重大事故等対策において、想定される負荷で連続運転したとしても高圧発電機車に7日間は燃料タンクが枯済しないように供給できる設計とする。

タンクローリは、重大事故等対策の有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において想定した重要事故シーケンスで、同時に使用する可能性がある機器が、全て想定される負荷で連続運転したとしても、7日間は全ての燃料タンクが枯済しないように供給できる設計とする。また、有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）にて使用しない機器についても、その機器の機能（代替性）を考慮し、重要事故シーケンスに準ずる使用をしたとして燃料供給を想定する。

タンクローリによる高圧発電機車への初期給油時間及び連続供給間隔を考慮した必要最大供給量を表1に示す。

タンクローリによる各機器への供給が最も厳しくなるのは「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）残留熱代替除去系を使用する場合」、「水素燃焼」、「高圧溶融放出／格納容器雰囲気直接加熱」、「原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用」又は「溶融炉心・コンクリート相互作用」であり、この場合の対象機器並びに初期給油時間及び連続供給間隔を考慮した必要最大供給量を表2に示す。

各機器の起動のタイミング及び燃料消費量は、シーケンスグループ上異なるため、燃料供給は、適宜燃料の状況を確認し、枯済する前に供給を行うが、容量の設定にあたっては、タンクローリの必要容量が厳しくなるように、全ての機器が同時に想定された負荷で運転したものとする。また、作業時間については、訓練実績等から現実的に可能な時間を設定し、表3又は表4のとおりとする。

表1又は表2より、各燃料タンクの燃料が枯済する時間がタンクローリから燃料を供給する間隔より長く、燃料が枯済する前に供給が可能であることから、各機器の継続した運転が可能となる。1回の汲み上げで各機器に複数回分の供給が可能であることから、1回当たりの供給に必要な容量は最大で約1322ℓである。

したがって、タンクローリの容量は、供給に必要な容量である約2644ℓに対し、供給量への余裕を考慮して3000ℓ/個以上とする。

公称値については、要求される容量と同じ3000ℓ/個とする。

## 【設 定 根 拠】（続き）

### 2. 最高使用圧力の設定根拠

タンクローリを重大事故等時において使用する場合の圧力は移動タンク貯蔵所であり、危険物の規制に関する規則第19条に定める20kPaを超える、24kPa以下の範囲の圧力で作動する安全弁を取り付けていることから、24kPaとする。

### 3. 最高使用温度の設定根拠

タンクローリを重大事故等時に使用する場合の温度は、屋外で使用する可搬型設備であることから、外気の温度\*を上回る40°Cとする。

注記\*：外気の温度は、松江市の過去最高気温（38.5°C）に余裕を持った値とする。

### 4. 個数の設定根拠

タンクローリは、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な燃料を供給するために1個保管するとともに、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備1個（非常用電源設備のうち非常用発電装置（緊急時対策所用発電機）の予備として兼用）を分散して保管する。

表1 非常用発電装置の供給対象機器及び必要供給量

対象機器	個数 A	燃料消費率 (ℓ/h/個) B	燃料タンク容量 (公称値) (ℓ) C	枯渇時間 (公称値の場合) D	初期給油時間 E	連続供給間隔 F	必要最大供給量 (ℓ) G	
							小計	合計
高圧発電機車 (1個目)	1	115	230 (250)	2時間 (2時間6分)	2時間39分 <sup>*1*2</sup>	65分 <sup>*3</sup>	305	927 (1854 <sup>*4</sup> )
高圧発電機車 (2個目)	1	115	230 (250)	2時間 (2時間6分)	2時間41分 <sup>*2*5</sup>	65分 <sup>*6</sup>	309	
高圧発電機 (3個目)	1	115	230 (250)	2時間 (2時間6分)	2時間43分 <sup>*2*7</sup>	65分 <sup>*8</sup>	313	

注1：各パラメータの算出及び関係は以下のとおりである。

$$D = C \div B$$

$$G = A \cdot B \cdot E \text{ 又は } A \cdot B \cdot F \text{ のいずれか大きい値}$$

注記\*1：表3における①～④及び⑥～⑩の合計時間を示す。

\*2：枯渇時間以上であるが、高圧発電機車の稼働はタンクローリへの給油の初回準備作業時間（1時間54分）経過以降であるため、燃料が枯渇する事はない。

\*3：表3における⑪～⑬、⑮、⑯及び⑤～⑩の合計時間を示す。

\*4：2回周回した場合の合計を示す。

\*5：表3における①～④及び⑥～⑪の合計時間を示す。

\*6：表3における⑫～⑬、⑮、⑯及び⑤～⑪の合計時間を示す。

\*7：表3における①～④及び⑥～⑫の合計時間を示す。

\*8：表3における⑬、⑮、⑯及び⑤～⑫の合計時間を示す。

表2 事故シーケンスの供給対象機器及び必要供給量

対象機器	個数 A	燃料消費率 (ℓ/h/個) B	燃料タンク容量 (公称値) (ℓ) C	枯渇時間 (公称値の場合) D	初期給油時間 E	連続供給間隔 F	必要最大供給量 (ℓ) G	
							小計	合計
大量送水車	1		 (203.5)	 (	2 時間 45 分 <sup>*3</sup>	1 時間 44 分 <sup>*4</sup>	187	1322 (2644 <sup>*2</sup> )
	1		 (	 (				
大型送水ポンプ車 (原子炉補機代替冷却系用)	1	310	890 (990)	2 時間 48 分 (3 時間 6 分)	3 時間 9 分 <sup>*1*5</sup>	1 時間 44 分 <sup>*6</sup>	977	
可搬式窒素供給装置用 発電設備	1	46.9	355 (380)	7 時間 30 分 (8 時間 6 分)	3 時間 22 分 <sup>*7</sup>	1 時間 44 分 <sup>*8</sup>	158	

注1：各パラメータの算出及び関係は以下のとおりである。

$$D = C \div B$$

$$G = A \cdot B \cdot E \text{ 又は } A \cdot B \cdot F \text{ のいずれか大きい値}$$

注記\*1：枯渇時間以上であるが、大型送水ポンプ車の稼働はタンクローリーへの給油の初回準備作業時間（1時間54分）経過以降であるため、燃料が枯渇する事はない。

\*2：2回周回した場合の合計を示す。

\*3：表4における①～④、⑥～⑩の合計時間を示す。

\*4：表4における⑪～⑯、⑰、⑲及び⑤～⑯の合計時間を示す。

\*5：表4における①～④、⑥～⑯の合計時間を示す。

\*6 : 表4における⑯～⑲, ㉒, ㉓及び⑮～⑭の合計時間を示す。

\*7 : 表4における①～④, ⑥～⑯の合計時間を示す。

\*8 : 表4における⑯, ㉒, ㉓及び⑮～⑯の合計時間を示す。

表3 非常用発電装置の給油作業に伴う各作業の作業時間

No.	作業内容	距離	所要時間
①	緊急時対策所から第3保管エリアまで移動	約2.3km	30分
②	車両健全性確認	—	10分
③	第3保管エリアからディーゼル燃料貯蔵タンクまで移動	約0.8km	5分
④	ディーゼル燃料貯蔵タンクからの抜取準備作業（ステップ⑥～）	—	69分
⑤	ディーゼル燃料貯蔵タンクからの抜取準備作業（2回目以降）	—	9分
⑥	ディーゼル燃料貯蔵タンクからの抜取	—	26分
⑦	抜取片付け	—	10分
⑧	ディーゼル燃料貯蔵タンクから高圧発電機車まで移動	約0.5km	2分
⑨	高圧発電機車（1個、2個及び3個目）への給油準備	—	5分
⑩	高圧発電機車（1個目）への給油	—	2分
⑪	高圧発電機車（2個目）への給油	—	2分
⑫	高圧発電機車（3個目）への給油	—	2分
⑬	給油片付け（2周終了毎にステップ⑮～）	—	5分
⑭	ステップ⑨の手順に戻る	—	—
⑮	高圧発電機車からディーゼル燃料貯蔵タンクまで移動	約0.5km	2分
⑯	ステップ⑤の手順に戻る	—	—

表4 事故シーケンスの給油作業に伴う各作業の作業時間

No.	作業内容	距離	所要時間
①	緊急時対策所から第3保管エリアまで移動	約2.3km	30分
②	車両健全性確認	—	10分
③	第3保管エリアからディーゼル燃料貯蔵タンクまで移動	約0.8km	5分
④	ディーゼル燃料貯蔵タンクからの抜取準備作業（ステップ⑥へ）	—	69分
⑤	ディーゼル燃料貯蔵タンクからの抜取準備作業（2回目以降）	—	9分
⑥	ディーゼル燃料貯蔵タンクからの抜取	—	26分
⑦	抜取片付け	—	10分
⑧	ディーゼル燃料貯蔵タンクから大量送水車まで移動	約1.6km	8分
⑨	大量送水車への給油準備	—	5分
⑩	大量送水車への給油	—	2分
⑪	給油片付け	—	5分
⑫	大量送水車から大型送水ポンプ車まで移動	約1.7km	8分
⑬	大型送水ポンプ車への給油準備	—	5分
⑭	大型送水ポンプ車への給油	—	6分
⑮	給油片付け	—	5分
⑯	大型送水ポンプ車から可搬式窒素供給装置用発電設備まで移動	約0.5km	2分
⑰	可搬式窒素供給装置用発電設備への給油準備	—	5分
⑱	可搬式窒素供給装置用発電設備への給油	—	1分
⑲	給油片付け（2周終了毎にステップ⑳へ）	—	5分
⑳	可搬式窒素供給装置用発電設備から大量送水車まで移動	約1.9km	8分
㉑	ステップ⑨の手順に戻る	—	—
㉒	可搬式窒素供給装置用発電設備からディーゼル燃料貯蔵タンクまで移動	約0.5km	2分
㉓	ステップ⑤の手順に戻る	—	—

名 称	タンクローリ給油用 20m, 7m ホース	
最 高 使 用 壓 力	MPa	0.20
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	66.6
個 数	—	5 (予備 2)

**【設 定 根 拠】**

(概 要)

本ホースは、ガスタービン発電機用軽油タンクの燃料抜取り箇所とタンクローリに接続するホースであり、重大事故等対処設備としてA-ディーゼル燃料貯蔵タンク、B-ディーゼル燃料貯蔵タンク、ディーゼル燃料貯蔵タンク又はガスタービン発電機用軽油タンクからタンクローリへの燃料を移送するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
本ホースは重大事故等時において使用する場合の圧力は、タンク又はガスタービン発電機用軽油タンクの最高使用圧力が静水頭であること、燃料移送先のタンクローリの車載ポンプの最高吐出圧力が0.196MPaであることから最高吐出圧力0.196MPaを上回る0.20MPaとする。
- 最高使用温度の設定根拠  
本ホースを重大事故等時において使用する場合の温度は、屋外で使用する可搬型設備であることから、外気の温度\*を上回る40°Cとする。  
注記\*：外気の温度は、松江市の過去最高気温(38.5°C)に余裕を持った値とする。
- 外径の設定根拠  
本ホースを重大事故等時において使用する場合の外径は、タンクローリ取合部の仕様に合わせて選定したホースの外径である66.6mmとする。
- 個数の設定根拠  
本ホースは、重大事故等対処設備としてA-ディーゼル燃料貯蔵タンク、B-ディーゼル燃料貯蔵タンク、ディーゼル燃料貯蔵タンク又はガスタービン発電機用軽油タンクの燃料をタンクローリに移送するために必要な本数である5本を保管することとし、予備2本を分散して保管する。

名 称	タンクローリ送油用 20m ホース	
最 高 使 用 壓 力	MPa	0.20
最 高 使 用 温 度	°C	40
外 径	mm	45
個 数	一	1 (予備 1)

**【設 定 根 抠】**

(概 要)

本ホースは、タンクローリと高圧発電機車等を接続するホースであり、重大事故等対処設備としてタンクローリから高圧発電機車等への燃料を移送するために設置する。

- 最高使用圧力の設定根拠  
本ホースは重大事故等時において使用する場合の圧力は、タンクローリの車載ポンプの最高吐出圧力が 0.196MPa であること及び燃料移送先である各燃料タンクの最高使用圧力が静水頭であることから、タンクローリの車載ポンプの最高吐出圧力 0.196MPa を上回る 0.20MPa とする。
- 最高使用温度の設定根拠  
本ホースを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時におけるタンクローリの使用温度と同じ 40°C とする。
- 外径の設定根拠  
本ホースを重大事故等時において使用する場合の外径は、取合部の仕様に合わせて選定したホースの外径である 45mm とする。
- 個数の設定根拠  
本ホースは、重大事故等対処設備としてタンクローリの燃料を高圧発電機車、可搬式窒素供給装置用発電設備、大量送水車、大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却系用）及び大型送水ポンプ車（原子炉建物放水設備用）に移送するために必要な本数であるタンクローリ 1 個当たり 1 本を保管することとし、予備 1 本（非常用電源設備のうち非常用発電設備（緊急時対策所用発電機）の予備として兼用）を分散して保管する。

名 称	高圧発電機車用発電機	
容 量	kVA/個	500
個 数	—	6（予備 1）

**【設 定 根 抠】**

(概 要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備の非常用発電装置（高圧発電機車）として使用する高圧発電機車用発電機は、以下の機能を有する。

高圧発電機車用発電機は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

高圧発電機車用発電機は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、メタルクラッド開閉装置 2C、メタルクラッド開閉装置 2D、又は SA ロードセンタ、SA1 コントロールセンタ及び SA2 コントロールセンタへ接続することで必要な設備に電力を供給できる設計とする。

1. 容量の設定根拠  
高圧発電機車用発電機を重大事故等時に使用する場合の容量に関しては、VI-1-9-1-1「非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」にて説明する。
2. 個数の設定根拠  
高圧発電機車用発電機は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である合計 3 個を 2 セット合計 6 個を保管する。  
高圧発電機車用発電機は、2 個以上同時に保守点検することのないよう運用することとしたうえで、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、予備 1 個を保管する。

名 称	高圧発電機車用励磁装置	
容 量*	kW/個	[ ] [ ]
個 数	—	1

**【設 定 根 抠】**

(概 要)

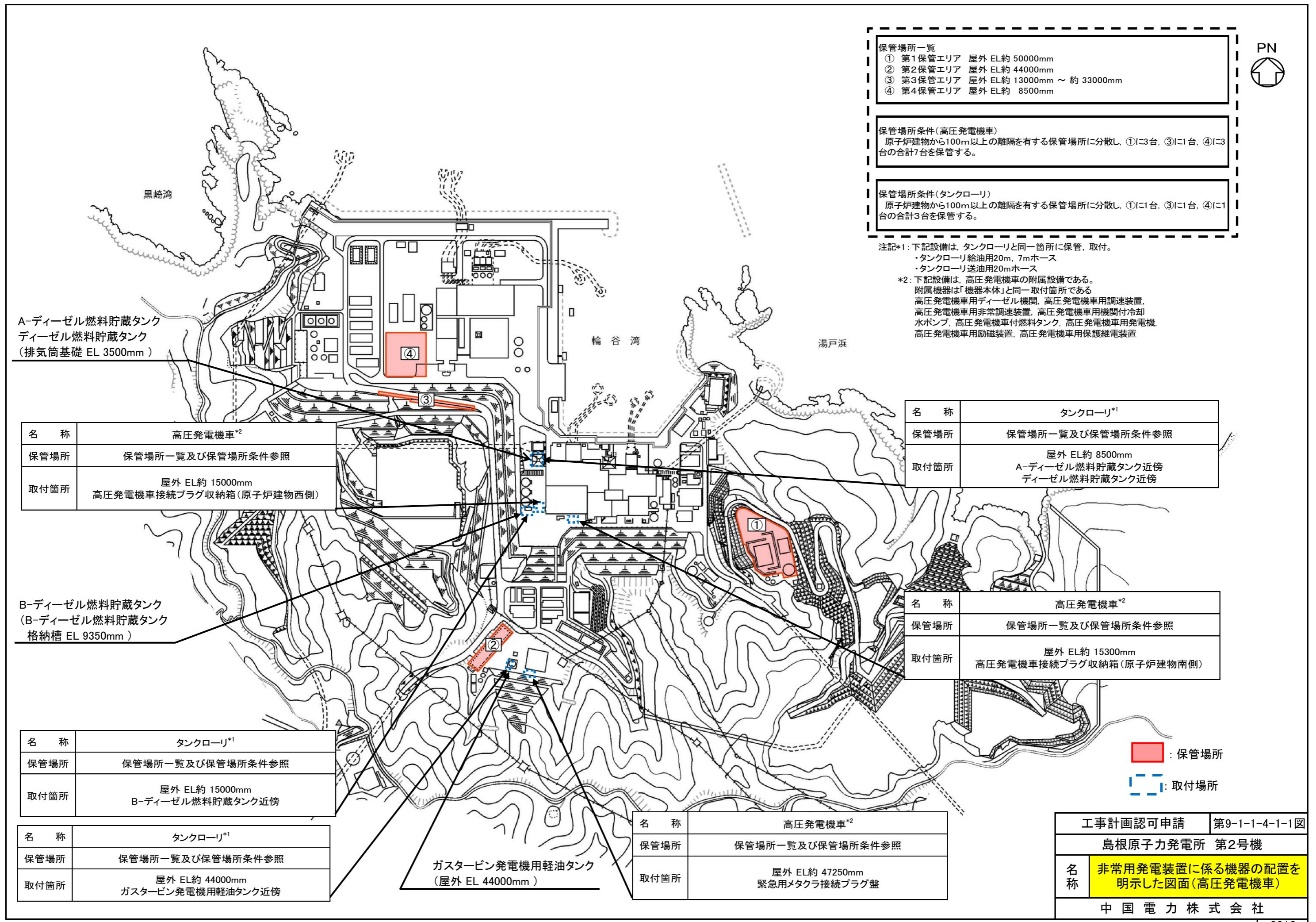
重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備の非常用発電装置（高圧発電機車）として使用する高圧発電機車用励磁装置は、以下の機能を有する。

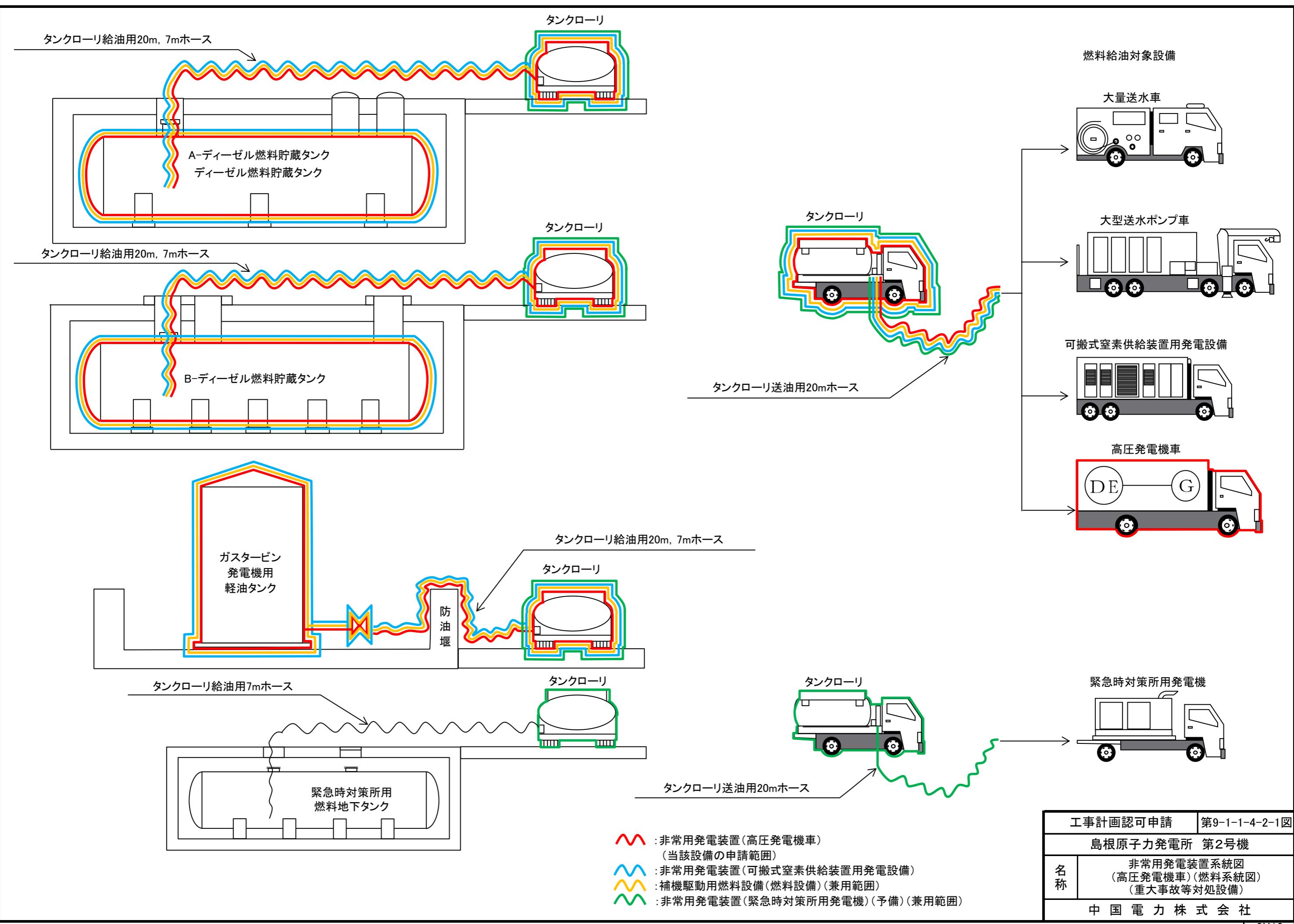
高圧発電機車用励磁装置は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保する高圧発電機車用発電機を励磁するために設置する。

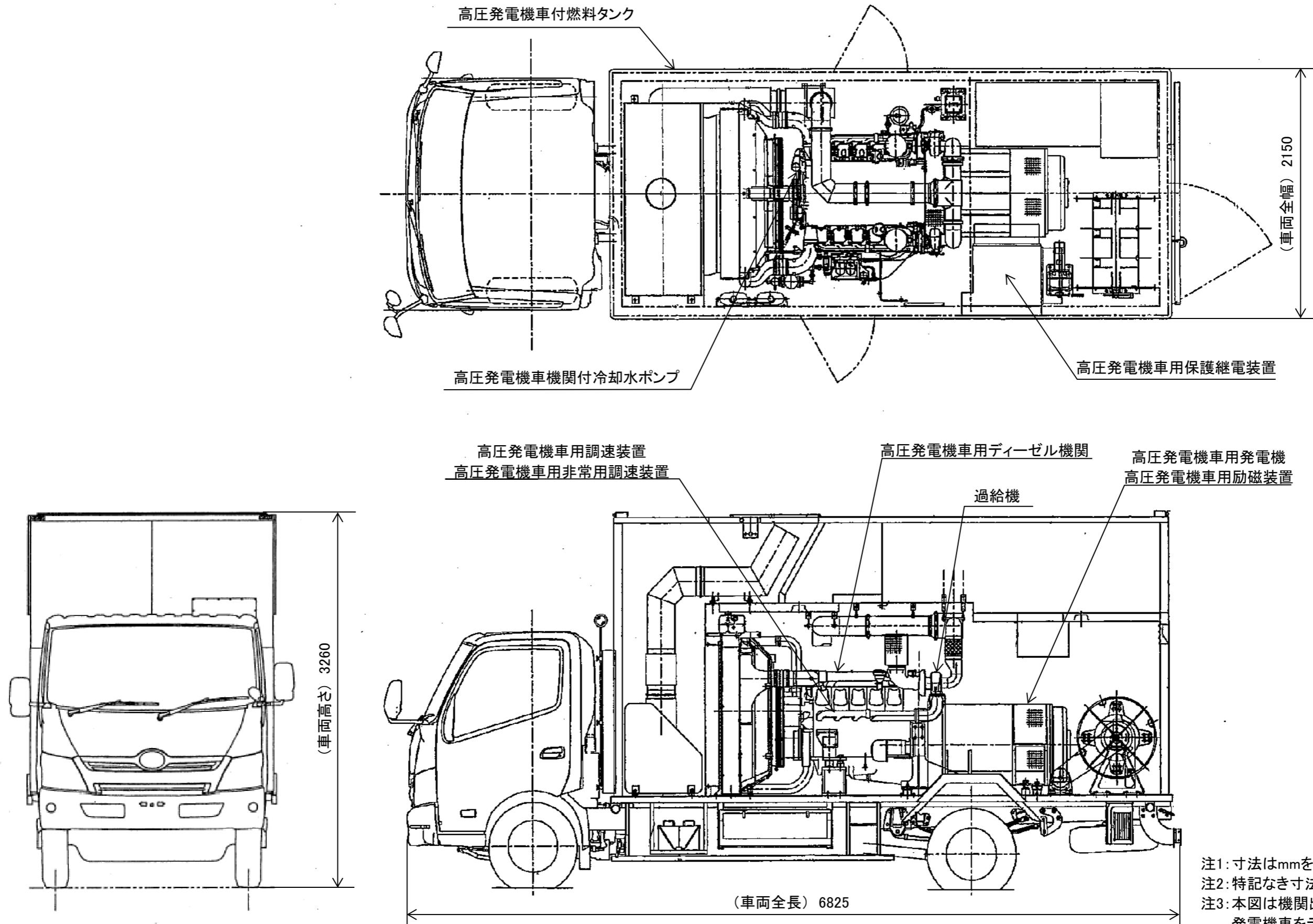
高圧発電機車用励磁装置は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、メタルクラッド開閉装置 2C、メタルクラッド開閉装置 2D、又は SA ロードセンタ、SA1 コントロールセンタ及び SA2 コントロールセンタへ接続することで必要な設備に電力を供給する発電機を励磁できる設計とする。

- 容量の設定根拠  
高圧発電機車用励磁装置を重大事故等時に使用する場合の容量は、高圧発電機車用発電機のメーカーによる開発段階で、機関出力 440kW の高圧発電機車用励磁装置は [ ] kW、機関出力 485kW の高圧発電機車用励磁装置は [ ] kW の容量であれば、それぞれの高圧発電機車用発電機の励磁に関して、性能上問題ないことを確認している。  
以上より、高圧発電機車用励磁装置の容量は [ ] kW 又は [ ] kW とする。
- 個数の設定根拠  
高圧発電機車用励磁装置は、高圧発電機車付の励磁装置であるため、重大事故等対処設備として高圧発電機車用発電機を励磁するために必要な個数である高圧発電機車用発電機 1 個当たり 1 個設置する。

注記\*：高圧発電機車は 2 種類を配備しており、高圧発電機車用励磁装置の容量が異なる。







注1:寸法はmmを示す。  
注2:特記なき寸法は公称値を示す。  
注3:本図は機関出力440kW/個の高压発電機車を示す。

工事計画認可申請	第9-1-1-4-3-1図
----------	---------------

島根原子力発電所 第2号機	
---------------	--

名称	高压発電機車構造図(その1)
----	----------------

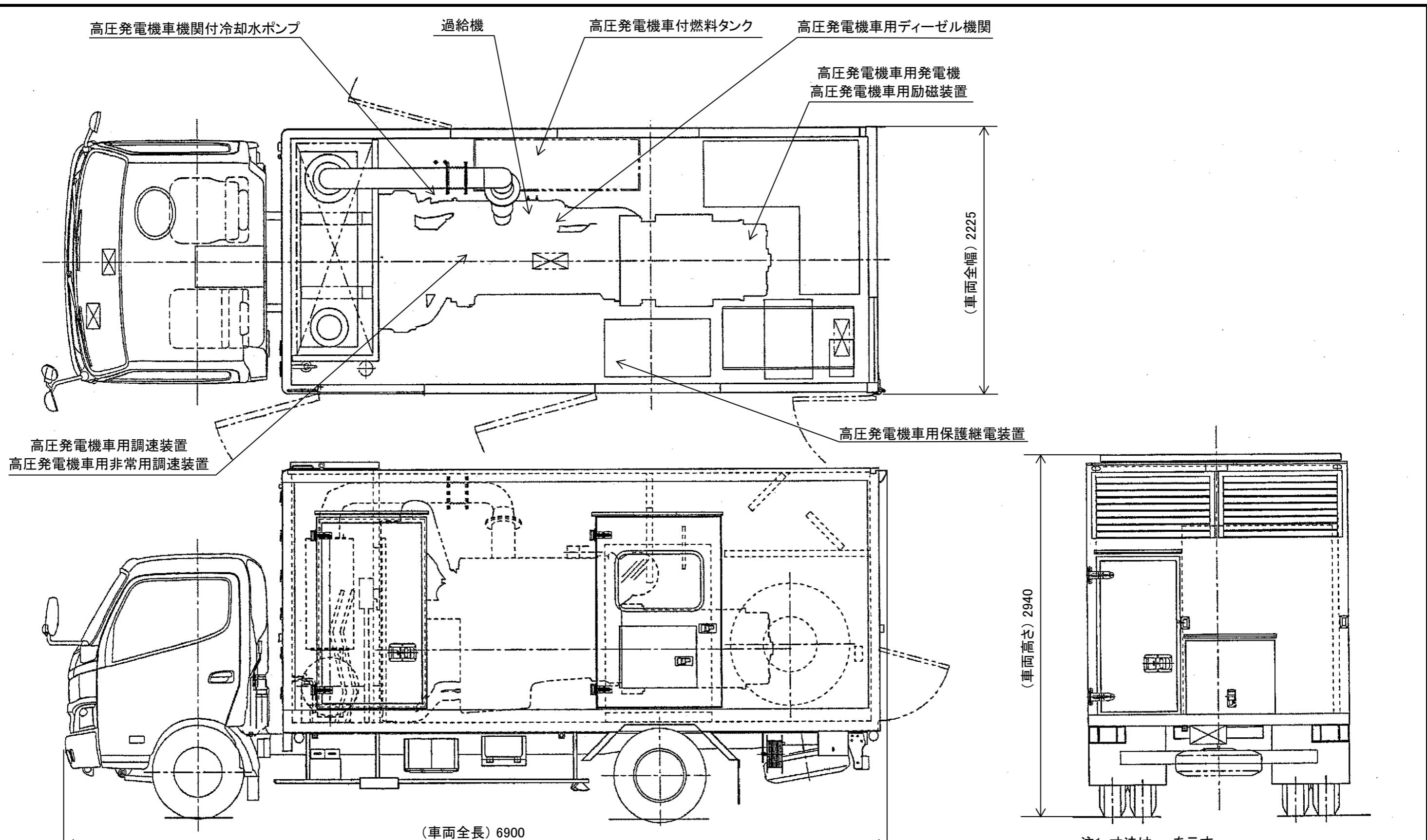
中国電力株式会社	
----------	--

第9-1-1-4-3-1 図 高圧発電機車構造図（その1）別紙  
工事計画記載の公称値の許容範囲

[高压発電機車]

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
車両全長	6825	—	概略寸法のため規定しない
車両全幅	2150	—	同上
車両高さ	3260	—	同上

注：主要寸法は、工事計画記載の公称値



注1:寸法はmmを示す。

注2:特記なき寸法は公称値を示す。

注3:本図は機関出力485kW/個の高圧発電機車を示す。

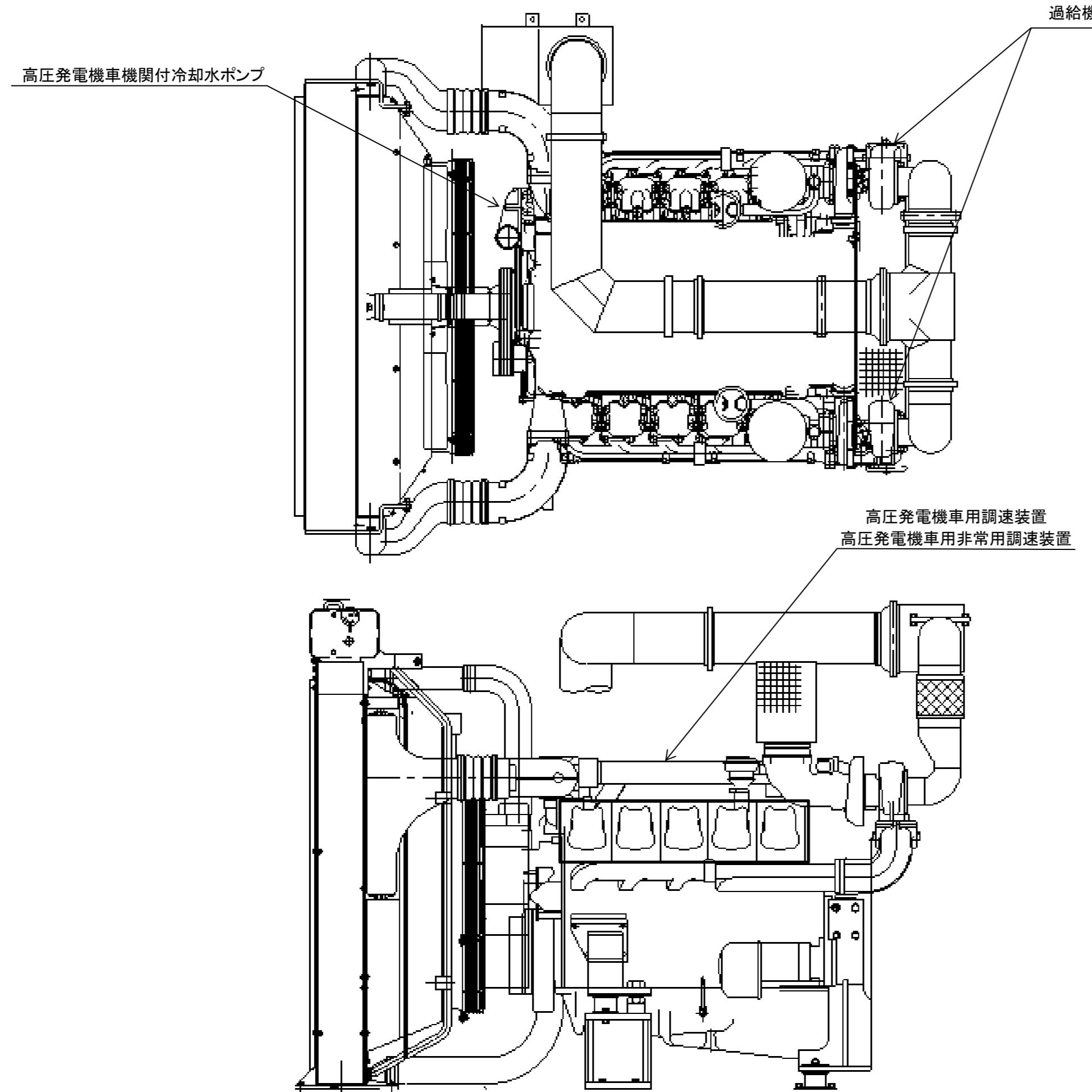
工事計画認可申請	第9-1-1-4-3-2図
島根原子力発電所 第2号機	
名称	高圧発電機車構造図(その2)
中国電力株式会社	

第9-1-1-4-3-2図 高圧発電機車構造図（その2）別紙  
工事計画記載の公称値の許容範囲

[高压発電機車]

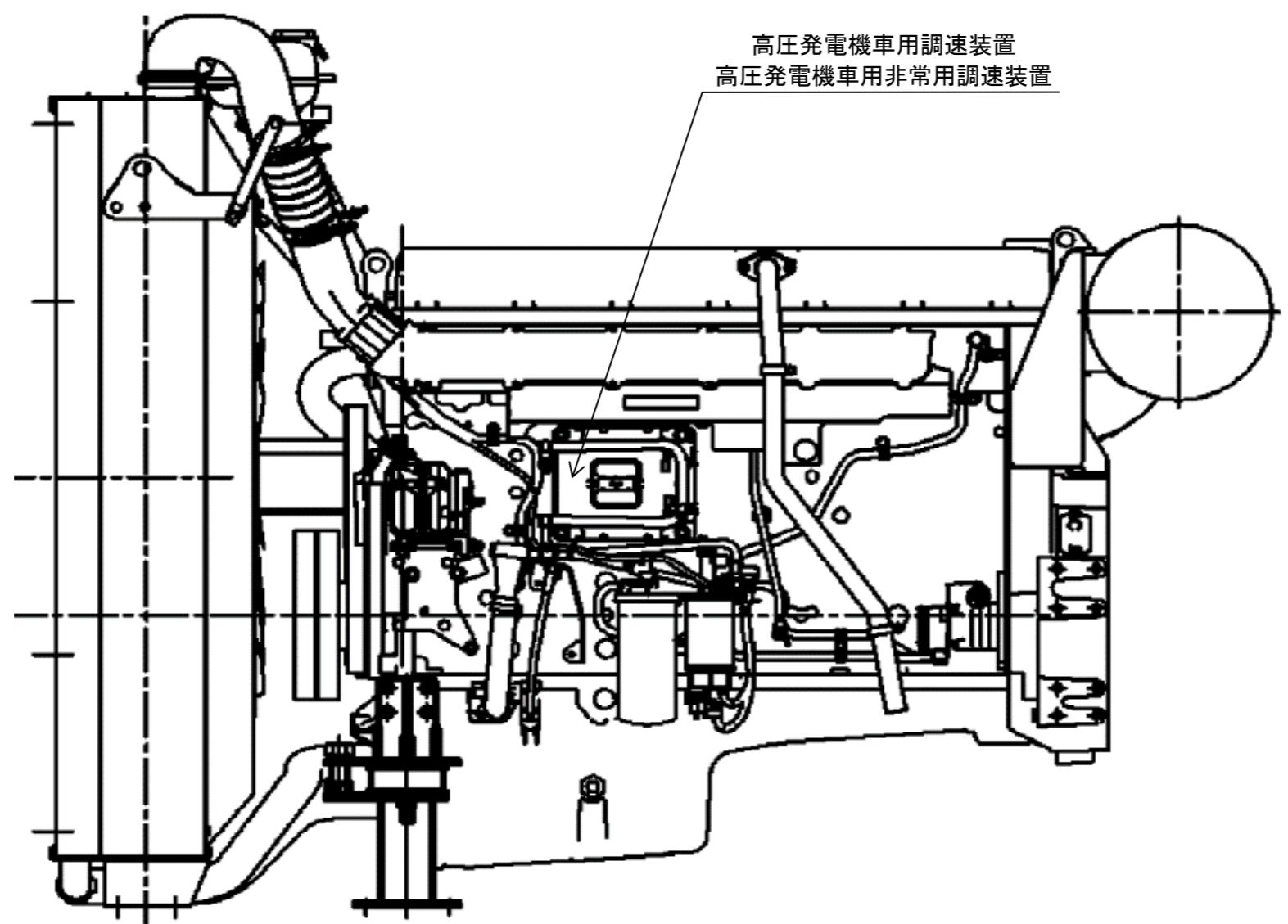
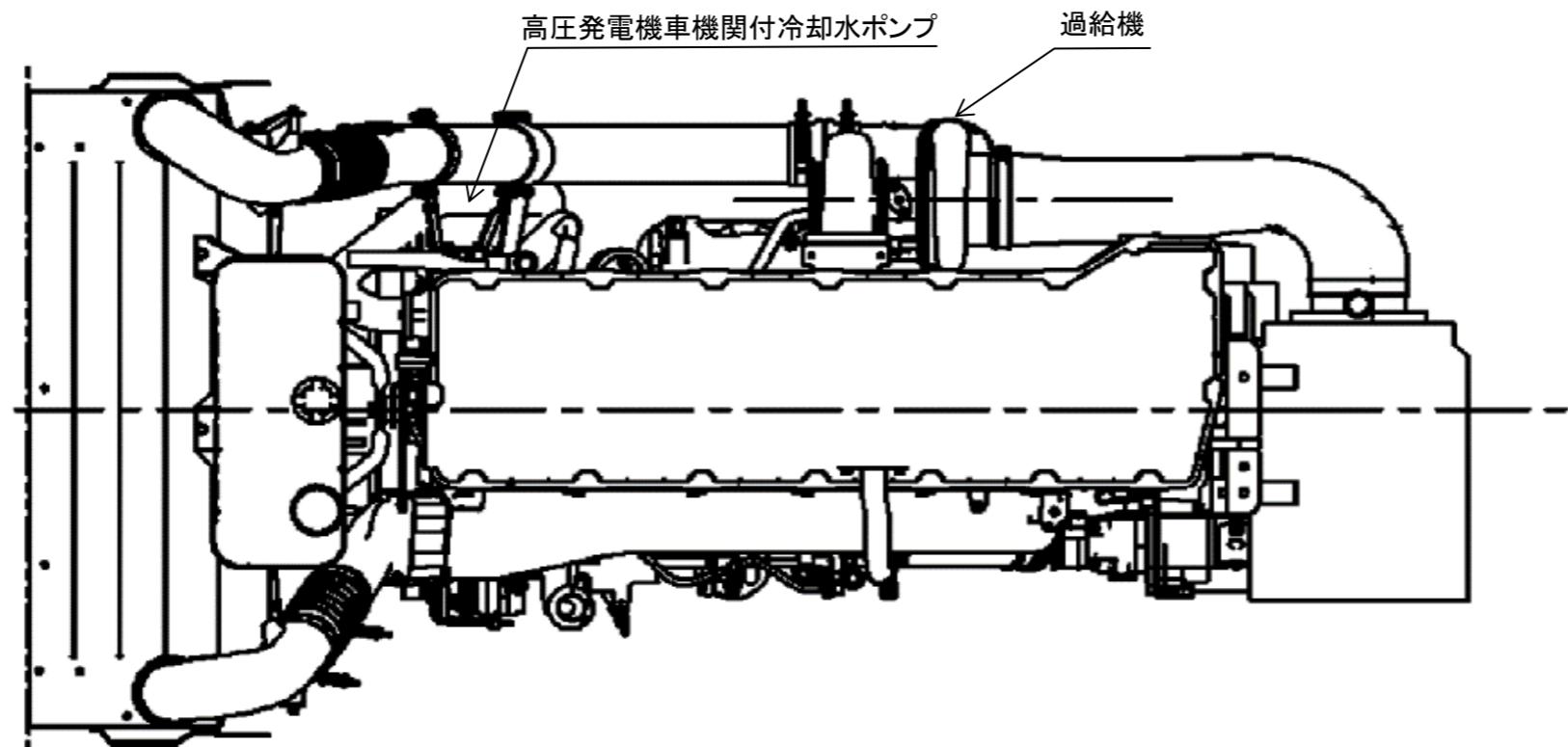
主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
車両全長	6900	—	概略寸法のため規定しない
車両全幅	2225	—	同上
車両高さ	2940	—	同上

注：主要寸法は、工事計画記載の公称値



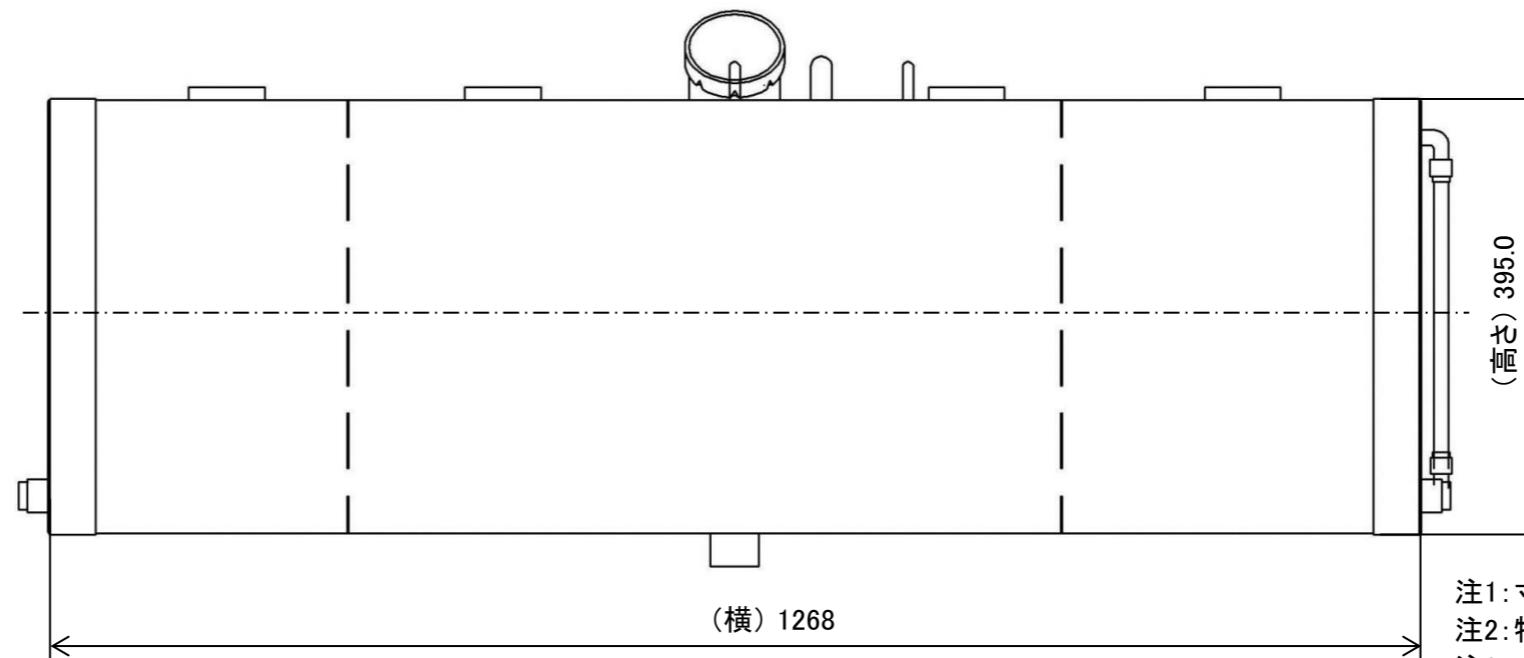
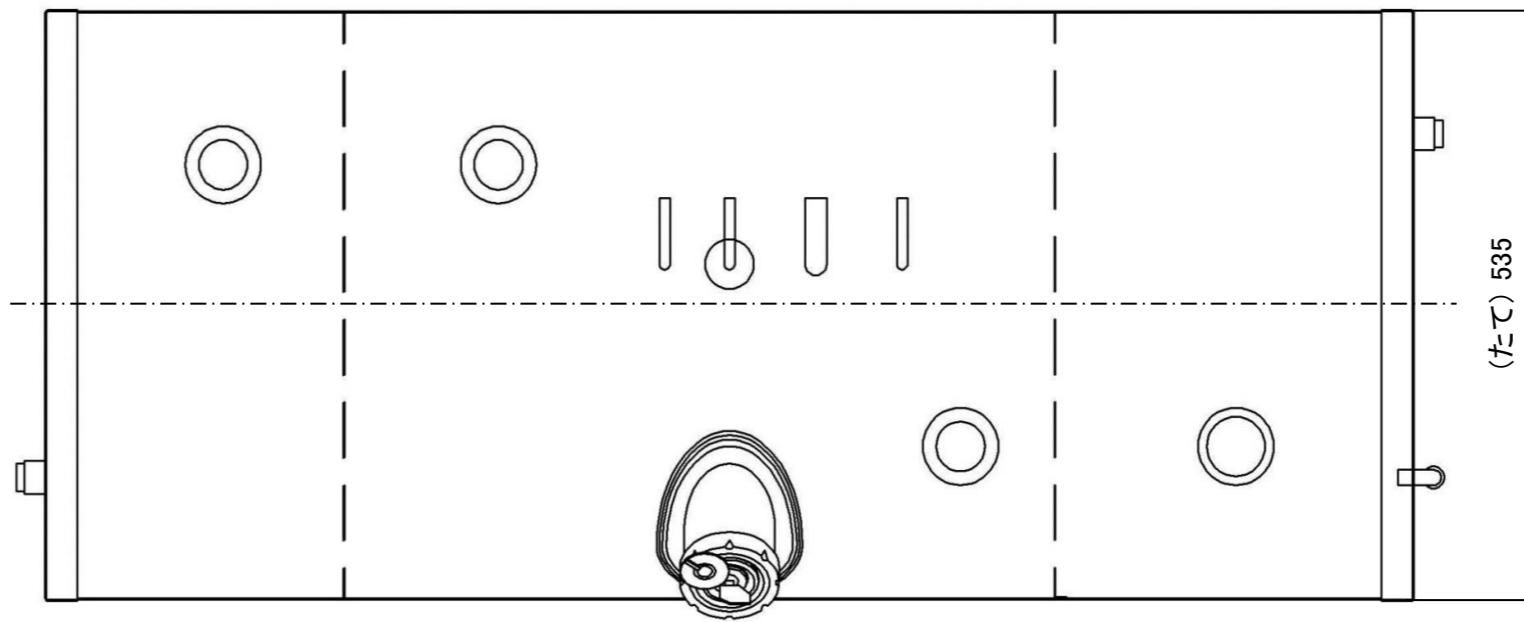
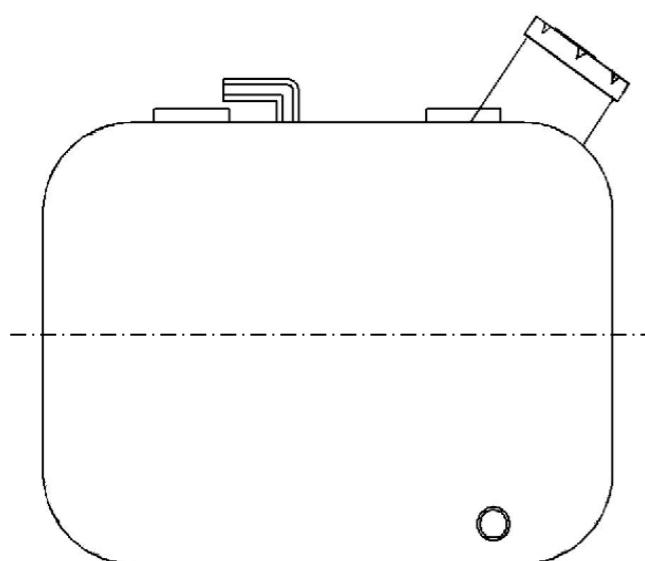
注1:本図は機関出力440kW/個の高圧発電機車に使用する高圧発電機車ディーゼル機関を示す。

工事計画認可申請	第9-1-1-4-3-3図
島根原子力発電所 第2号機	
名称	高圧発電機車ディーゼル機関構造図 (その1)
中国電力株式会社	



注1:本図は機関出力485kW/個の高圧発電機車に使用する高圧発電機車ディーゼル機関を示す。

工事計画認可申請	第9-1-1-4-3-4図
島根原子力発電所 第2号機	
名称	高圧発電機車ディーゼル機関構造図 (その2)
中 国 電 力 株 式 会 社	



注1:寸法はmmを示す。  
注2:特記なき寸法は公称値を示す。  
注3:本図は機関出力440kW/個の高圧発電機車に  
使用する高圧発電機車付燃料タンクを示す。

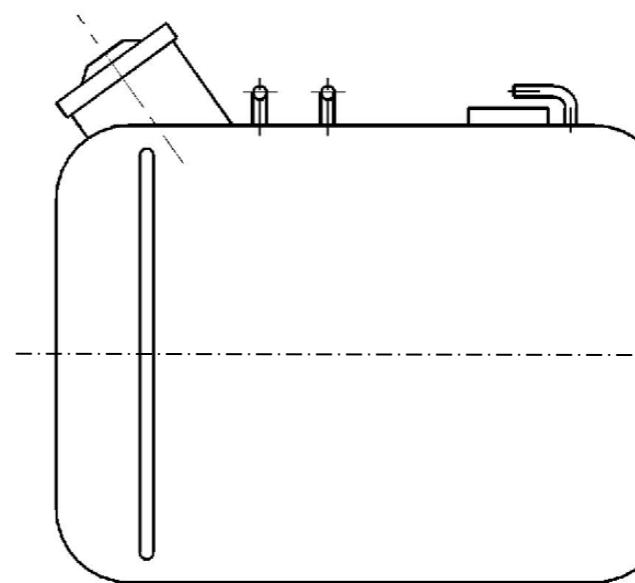
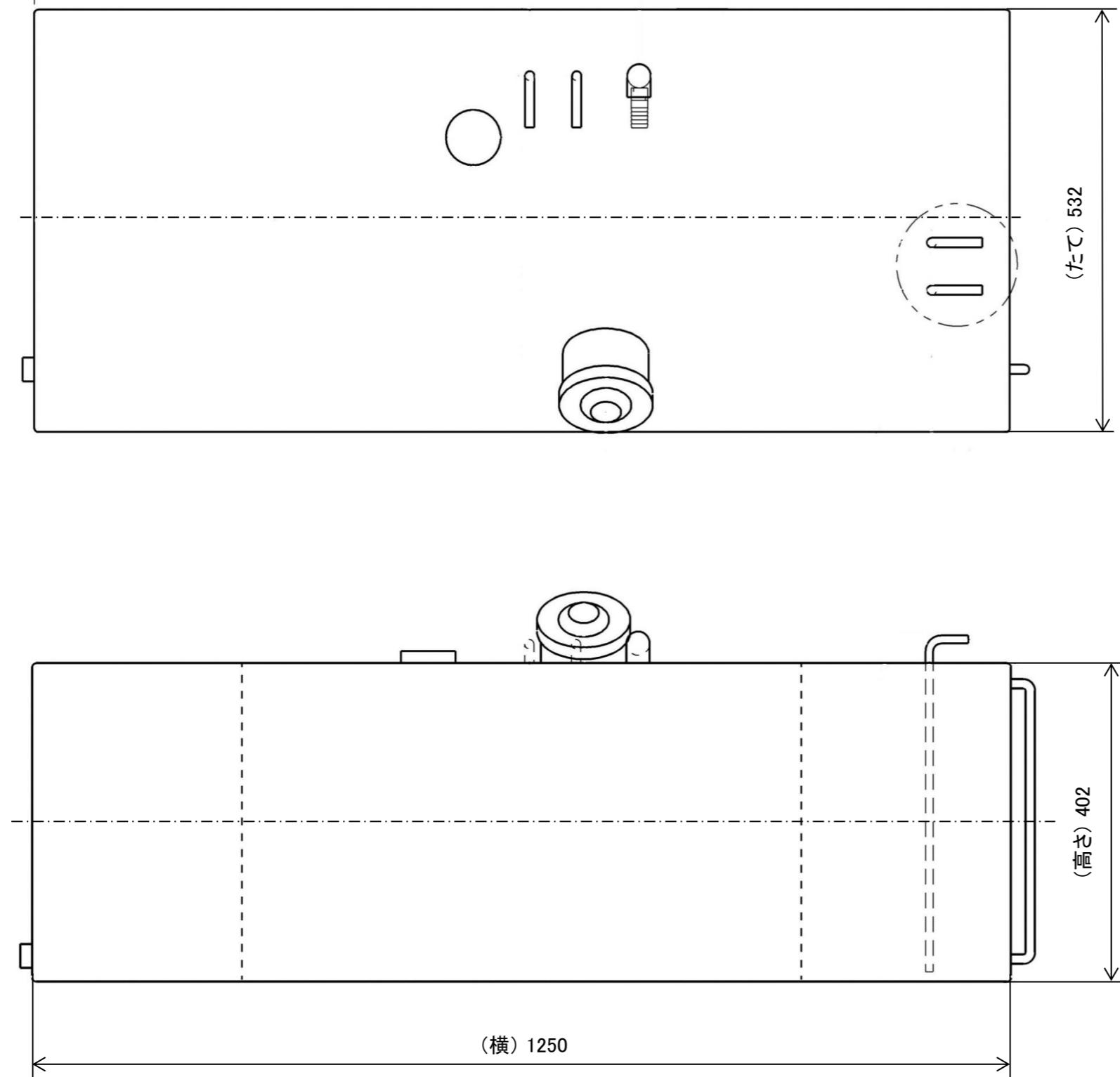
工事計画認可申請	第9-1-1-4-3-5図
島根原子力発電所 第2号機	
名称	高圧発電機車付燃料タンク構造図 (その1)
中国電力株式会社	

第9-1-1-4-3-5図 高圧発電機車付燃料タンク構造図（その1）別紙  
工事計画記載の公称値の許容範囲

[高压発電機車付燃料タンク]

主要寸法 (mm)		許容範囲	根 拠
たて	535	±4mm	製造能力、製造実績を考慮したメーカー基準
横	1268	±6mm	同上
高さ	395.0	±2.5mm	同上

注：主要寸法は、工事計画記載の公称値



注1:寸法はmmを示す。

注2:特記なき寸法は公称値を示す。

注3:本図は機関出力485kW/個の高圧発電機車に  
使用する高圧発電機車付燃料タンクを示す。

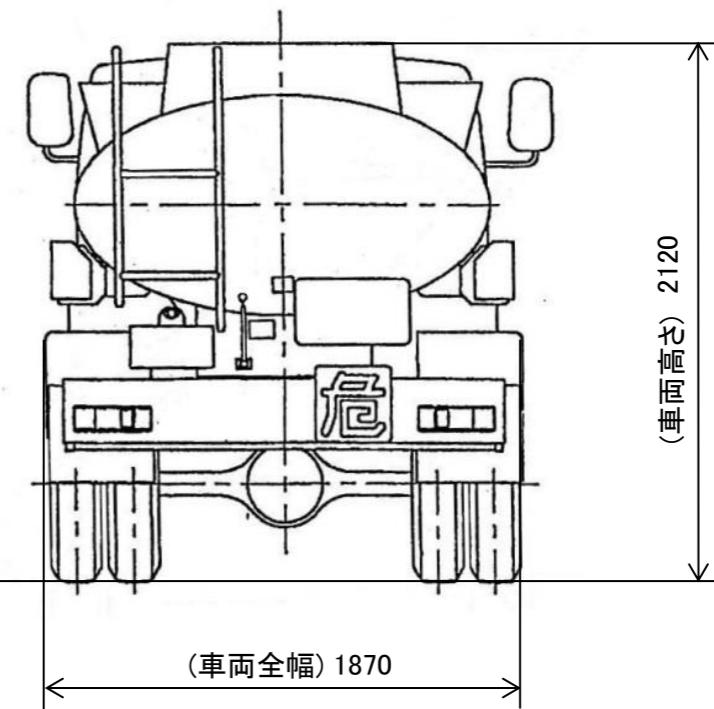
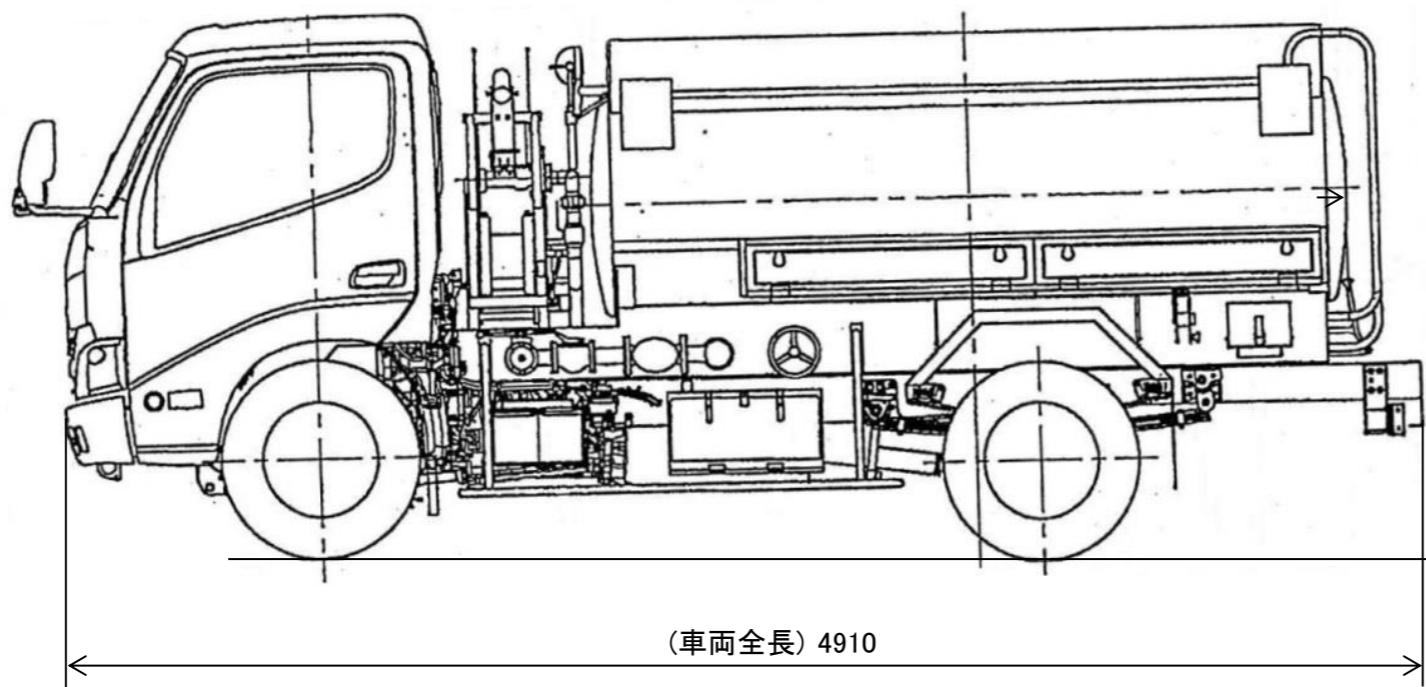
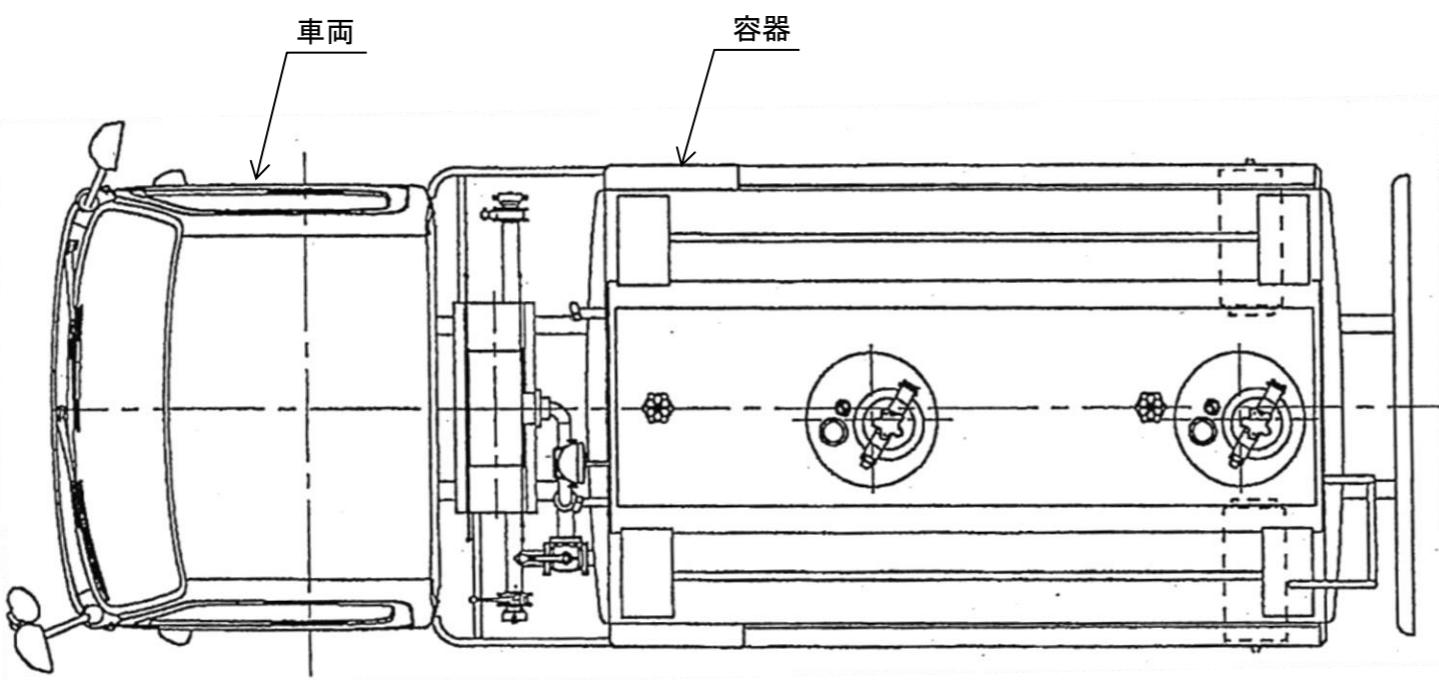
工事計画認可申請	第9-1-1-4-3-6図
島根原子力発電所 第2号機	
名称	高圧発電機車付燃料タンク構造図 (その2)
中 国 電 力 株 式 会 社	

第9-1-1-4-3-6図 高圧発電機車付燃料タンク構造図（その2）別紙  
工事計画記載の公称値の許容範囲

[高压発電機車付燃料タンク]

主要寸法 (mm)		許容範囲	根 拠
たて	532	±2mm	製造能力、製造実績を考慮したメーカー基準
横	1250	±3mm	同上
高さ	402	±2mm	同上

注：主要寸法は、工事計画記載の公称値



注1:寸法はmmを示す。

注2:特記なき寸法は公称値を示す。

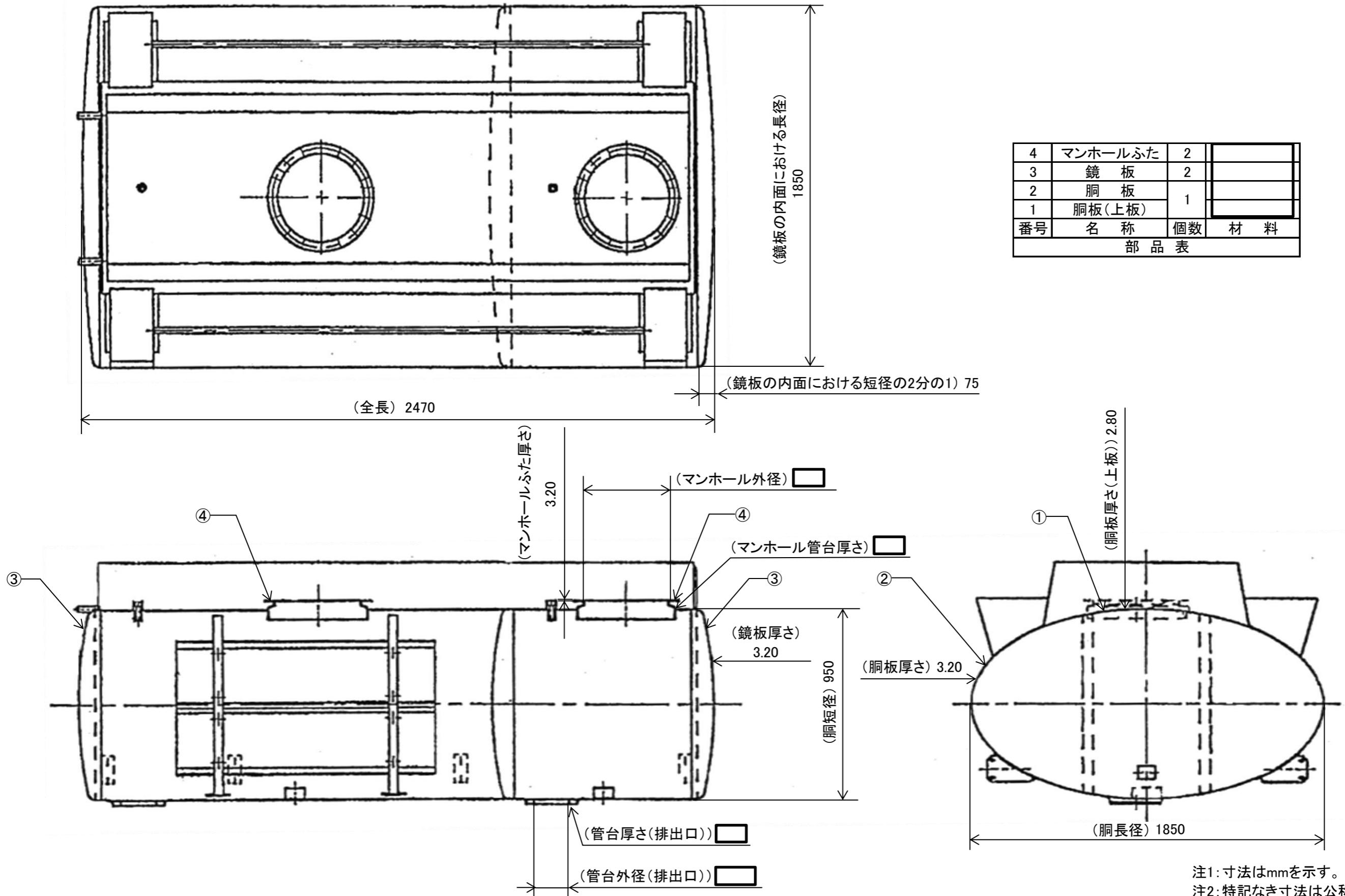
工事計画認可申請	第9-1-1-4-3-7図
島根原子力発電所 第2号機	
名称	タンクローリ構造図(高圧発電機車) (その1)
中國電力株式会社	

第9-1-1-4-3-7図 タンクローリ構造図（高圧発電機車）（その1） 別紙  
工事計画記載の公称値の許容範囲

[タンクローリ]

主要寸法 (mm)		許容範囲	根 拠
車両全長	4910	—	概略寸法のため規定しない
車両全幅	1870	—	同上
車両高さ	2120	—	同上

注：主要寸法は、工事計画記載の公称値



注1:寸法はmmを示す。  
注2:特記なき寸法は公称値を示す。

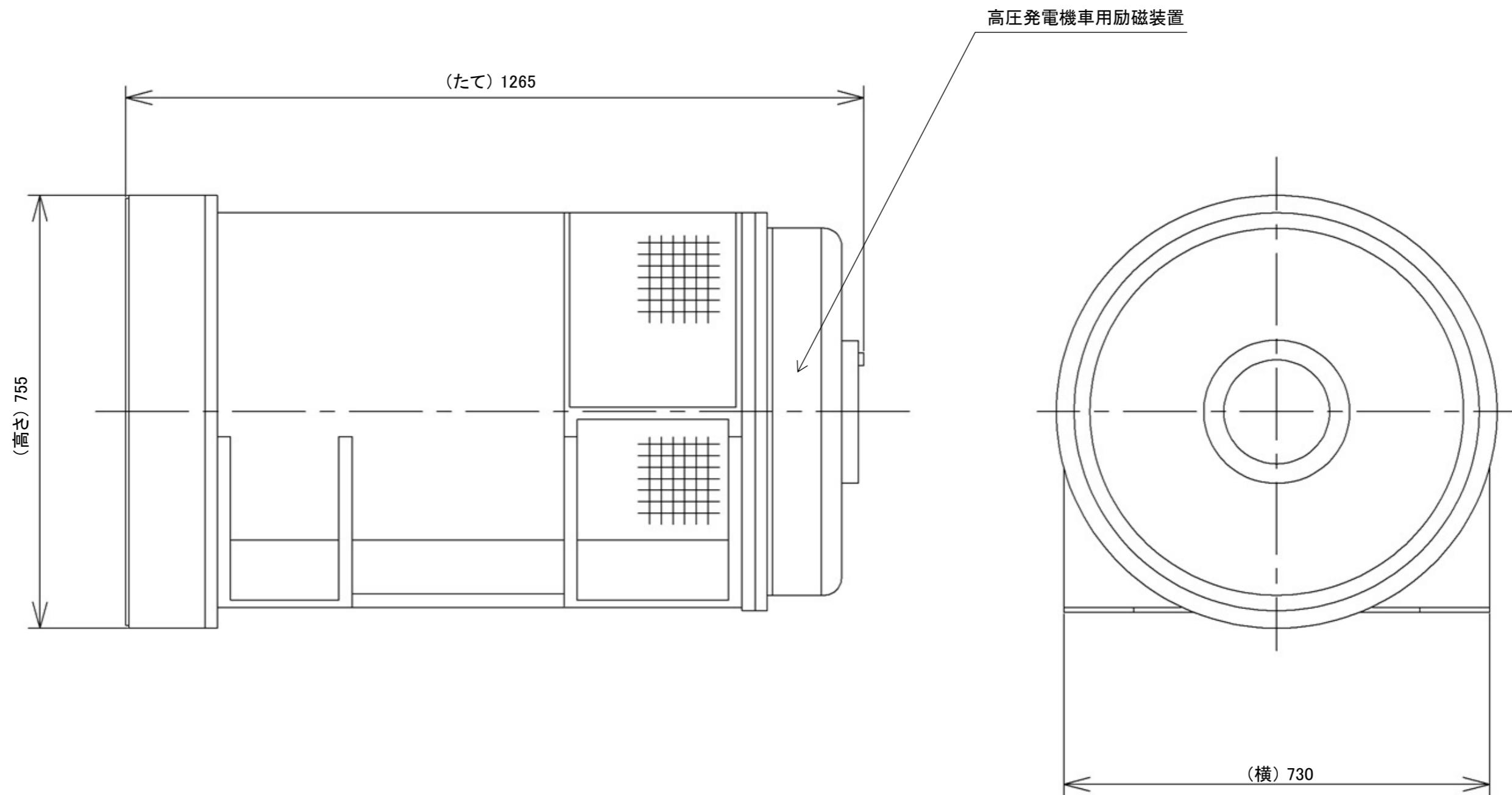
工事計画認可申請	第9-1-1-4-3-8図
島根原子力発電所 第2号機	
名称	タンクローリ構造図(高圧発電機車) (その2)
中 国 電 力 株 式 会 社	

第9-1-1-4-3-8図 タンクローリ構造図（高圧発電機車）（その2）別紙  
工事計画記載の公称値の許容範囲

## [タンクローリ]

主要寸法 (mm)		許容範囲	根 拠
胴長径	1850	□ mm	製造能力、製造実績を考慮したメーカ基準
胴短径	950	□ mm	同上
全長	2470	□ mm	同上
胴板厚さ（上板）	2.80	□ mm □ mm	消防法で規定された板厚及び □
胴板厚さ	3.20	□ mm □ mm	同上
鏡板の形状に係る寸法 (鏡板の内面における長 径)	1850	□ mm	製造能力、製造実績を考慮したメーカ基準
鏡板の形状に係る寸法 (鏡板の内面における短 径の2分の1)	75	□ mm □ mm	同上
鏡板厚さ	3.20	□ mm □ mm	消防法で規定された最小板厚及び □
管台外径（排出口）	□	□ mm	製造能力、製造実績を考慮したメーカ基準
管台厚さ（排出口）	□	□ mm	同上
マンホール外径	□	—	参考寸法のため規格なし
マンホール管台厚さ	□	□ mm	□
マンホールふた厚さ	3.20	□ mm □ mm	消防法で規定された最小板厚及び □

注：主要寸法は、工事計画記載の公称値



注1:寸法はmmを示す。

注2:特記なき寸法は公称値を示す。

注3:本図は機関出力440kW/個の高圧発電機車に使用する高圧発電機車用発電機を示す。

工事計画認可申請	第9-1-1-4-3-9図
----------	---------------

島根原子力発電所 第2号機	
---------------	--

名称	高圧発電機車用発電機構造図(その1)
----	--------------------

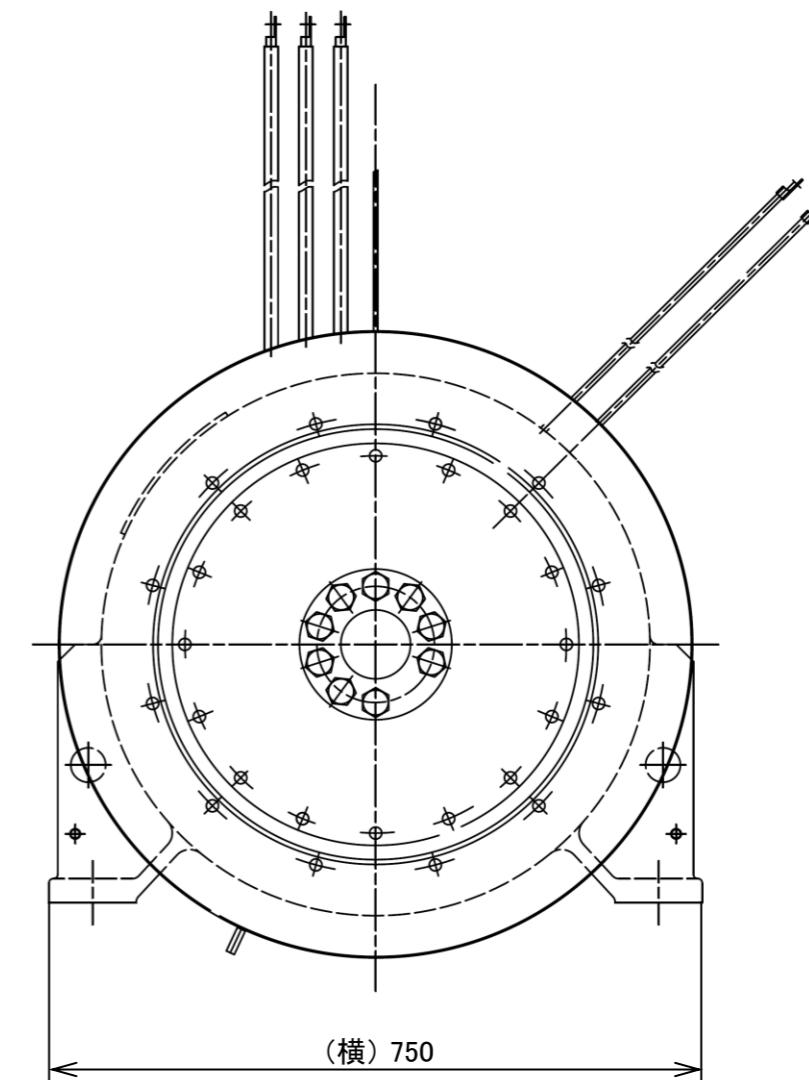
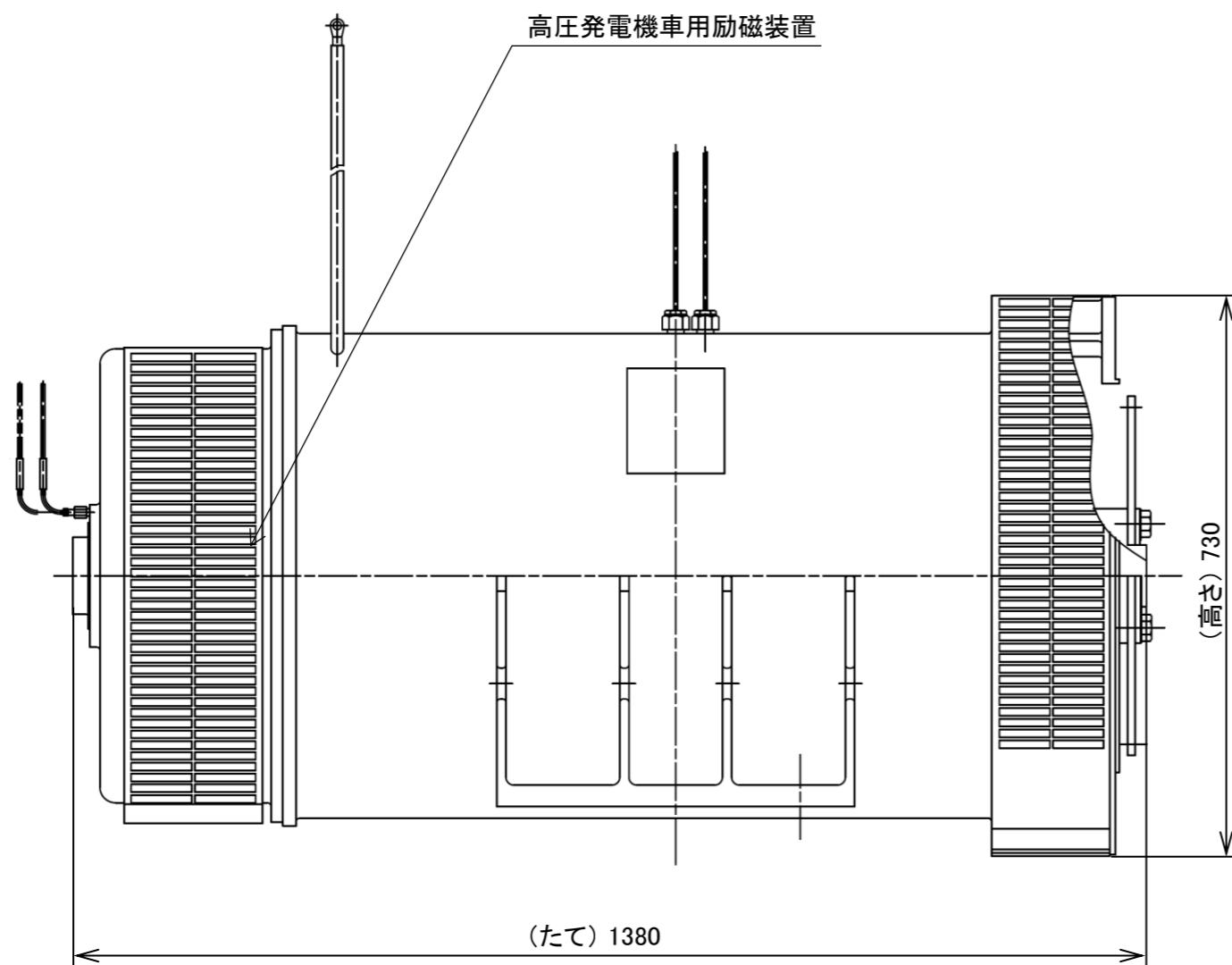
中國電力株式会社	
----------	--

第9-1-1-4-3-9図 高圧発電機車用発電機構造図（その1）別紙  
工事計画記載の公称値の許容範囲

[高压発電機車用発電機]

主要寸法 (mm)		許容範囲	根 拠
たて	1265	□ mm	製造能力、製造実績を考慮したメーカ基準
横	730	□ mm	同上
高さ	755	□ mm	同上

注：主要寸法は、工事計画記載の公称値



注1:寸法はmmを示す。

注2:特記なき寸法は公称値を示す。

注3:本図は機関出力485kW/個の高圧発電機車に使用する高圧発電機車用発電機を示す。

工事計画認可申請	第9-1-1-4-3-10図
----------	----------------

島根原子力発電所 第2号機	
---------------	--

名称	高圧発電機車用発電機構造図(その2)
----	--------------------

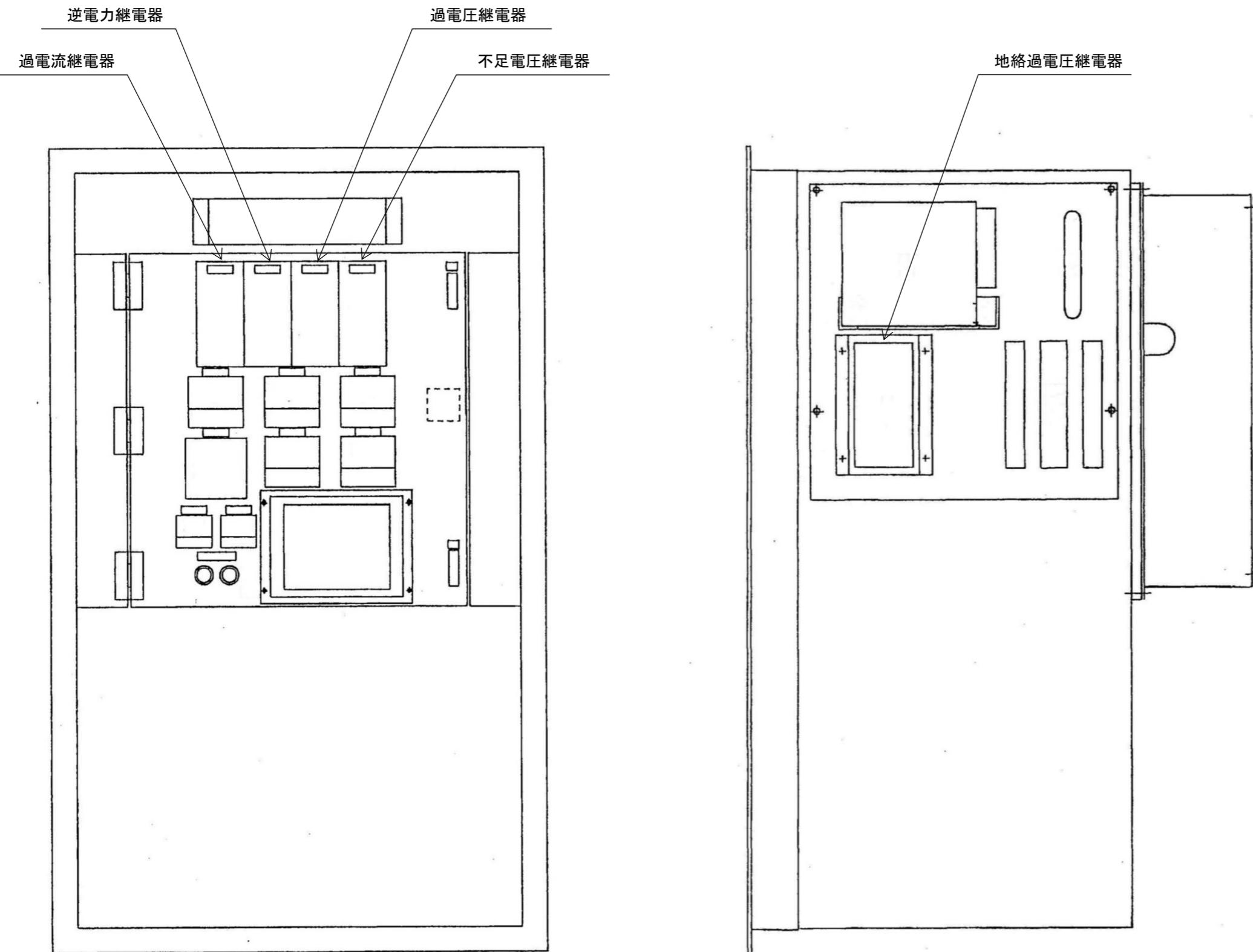
中國電力株式会社	
----------	--

第 9-1-1-4-3-10 図 高圧発電機車用発電機構造図（その 2）別紙  
工事計画記載の公称値の許容範囲

[高压発電機車用発電機]

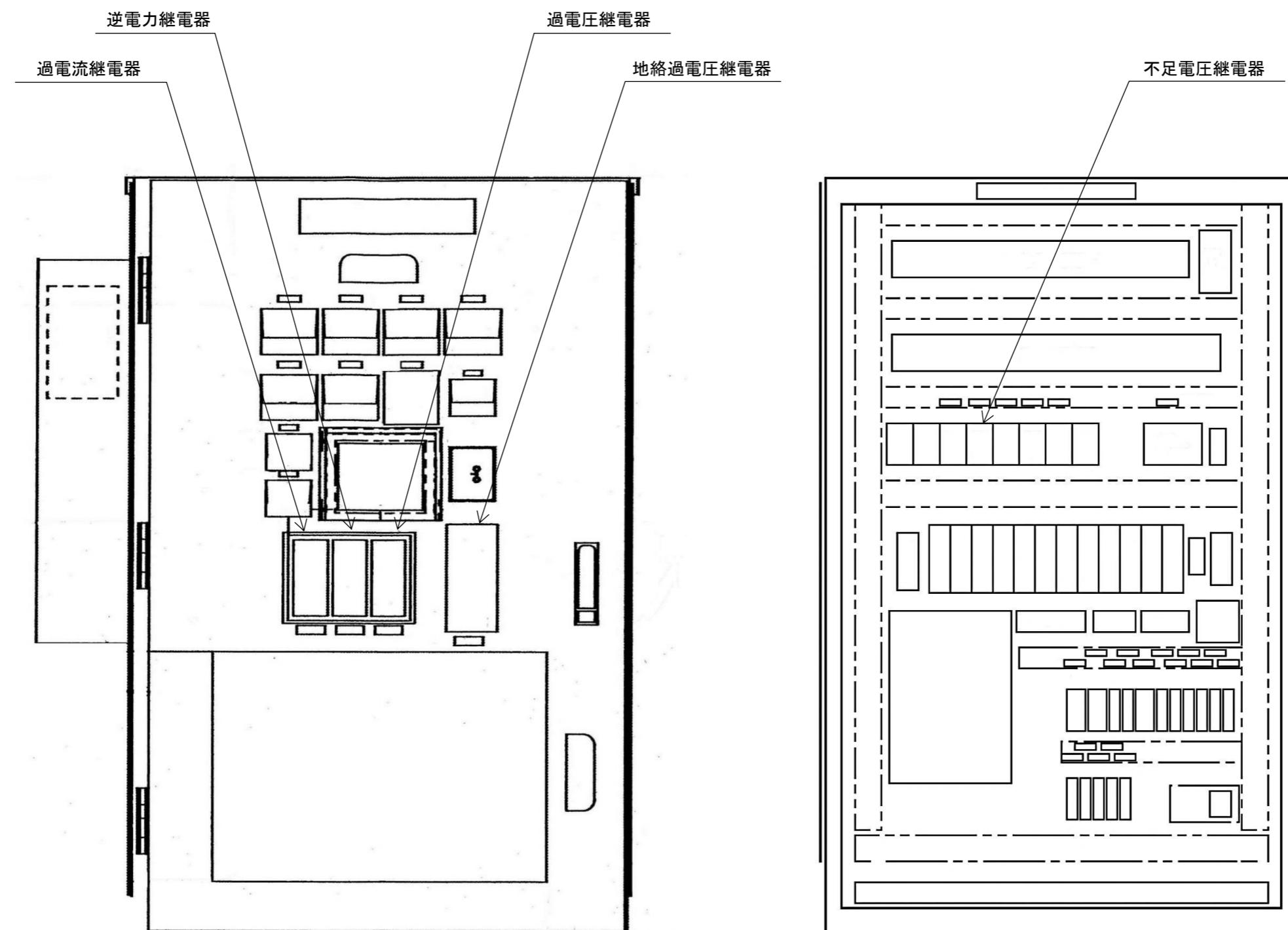
主要寸法 (mm)		許容範囲	根 拠
たて	1380	□ mm	製造能力、製造実績を考慮したメーカ基準
横	750	□ mm	同上
高さ	730	□ mm	同上

注：主要寸法は、工事計画記載の公称値



注1:本図は機関出力440kW/個の高圧発電機車に使用する高圧発電機車用発電機を示す。

工事計画認可申請	第9-1-1-4-3-11図
島根原子力発電所 第2号機	
名称	高圧発電機車用保護継電装置構造図(その1)
中國電力株式会社	



注1:本図は機関出力485kW/個の高圧発電機車に使用する高圧発電機車用発電機を示す。

工事計画認可申請	第9-1-1-4-3-12図
島根原子力発電所 第2号機	
名称	高圧発電機車用保護継電装置 構造図(その2)
中國電力株式会社	